

板橋区営住宅整備基準

(平成 27 年 3 月 26 日 区長決定)

(趣旨)

第 1 条 この基準は、板橋区営住宅条例施行規則（平成 10 年板橋区規則第 34 号。以下「規則」という。）第 2 条の 15 の規定に基づき区営住宅等の整備基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(住宅に係るエネルギーの使用の合理化を図るための措置)

第 2 条 規則第 2 条の 6 第 2 項の措置は、原則として、住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号。以下「評価方法基準」という。）第 5 の 5 の 5-1（3）の等級 4 の基準を満たす措置とする。

(住宅の床及び外壁の開口部の遮音性能の確保を図るための措置)

第 3 条 規則第 2 条の 6 第 3 項の措置は、住宅の床及び外壁の開口部が、評価方法基準第 5 の 8 の 8-1（3）イの等級 2 の基準又は評価方法基準第 5 の 8 の 8-1（3）ロ①c の基準（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあつては、評価方法基準第 5 の 8 の 8-1（3）ロ①d の基準）及び評価方法基準第 5 の 8 の 8-4（3）の等級 2 の基準を満たす措置とする。

(住宅の構造耐力上主要な部分の劣化の軽減を図るための措置)

第 4 条 規則第 2 条の 6 第 4 項の措置は、住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が、評価方法基準第 5 の 3 の 3-1（3）の等級 3 の基準（木造の住宅にあつては、評価方法基準第 5 の 3 の 3-1（3）の等級 2 の基準）を満たす措置とする。

(住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管の点検及び補修を行うための措置)

第 5 条 規則第 2 条の 6 第 5 項の措置は、住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が評価方法基準第 5 の 4 の 4-1（3）の等級 2 及び評価方法基準第 5 の 4 の 4-2（3）の等級 2 の基準を満たす措置とする。

(居室内の化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置)

第 6 条 規則第 2 条の 7 第 3 項の措置は、住宅の各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第 5 の 6 の 6-1（2）イ②の特定建材を使用する場合にあつては、評価方法基準第 5 の 6 の 6-1（3）ロの等級 3 の基準を満たす措置とする。

(住戸内の各部における移動の利便性及び安全性の確保を図るための措置)

第 7 条 規則第 2 条の 8 の措置は、住戸内の各部が評価方法基準第 5 の 9 の 9-1（3）の等級 3 の基準を満たす措置とする。

(共用部分における高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を図るための措置)

第 8 条 規則第 2 条の 9 の措置は、住宅の通行の用に供する共用部分が評価方法基準第 5 の 9 の 9-2（3）の等級 3 の基準を満たす措置とする。

付 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。